

# ハローワーク もりおか

懇切

公正

迅速

令和8年3月 No.630

## 「もりおか地域新社会人合同歓迎会」 開催のご案内

盛岡公共職業安定所管内（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町）の事業所に就職した令和8年3月新規学校卒業者等（卒業後3年以内の既卒者を含む）の新社会人としての門出を祝福するとともに、勤労青少年としての自覚と勤労意欲の高揚を図ることを目的に、「もりおか地域新社会人合同歓迎会」を開催いたします。

地元企業及び地域社会発展の担い手となる新社会人を歓迎すべく、激励を込めて開催しますので、対象者のご出席について、事業主の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- ★日 時 令和8年4月8日(水)  
14:00～16:00(受付13:00～)
- ★会 場 ホテルメトロポリタン盛岡 本館4階  
(盛岡市盛岡駅前通1-44)
- ★対象者 令和8年3月新規学校(公共職業能力開発施設を含む)卒業者等(3年以内の既卒者を含む)で、盛岡公共職業安定所管内の事業所に就職した方
- ★内 容 第一部 式典(14:00～14:45)  
第二部 講演(14:55～16:00)  
なお、式典において、令和7年度職業生活体験作文入賞者の表彰も併せて行います。
- ★主 催 盛岡公共職業安定所、盛岡地域雇用開発協会
- ★後 援 岩手労働局、岩手県盛岡広域振興局、盛岡市、  
(予定) 八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、  
紫波町、矢巾町、盛岡商工会議所



(写真は、前年の「新社会人合同歓迎会」の様子)

【お問合わせ先】 求人企画部門 学卒担当 TEL 019-624-8905

もくじ

- 「もりおか地域新社会人合同歓迎会」開催のご案内 ..... 1
- 「キャリアアップ助成金」を活用して従業員の賃金アップを図りませんか? ..... 2・3
- 助成金に関する勧誘にご注意ください! ..... 4
- 最近の求人求職のうごき／盛岡公共職業安定所公式SNS ..... 4

## 「キャリアアップ助成金」を活用して 従業員の賃金アップを図りませんか？



キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」とは、有期雇用労働者等※1の基本給を定める賃金規定等※2を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、助成を行う制度です。

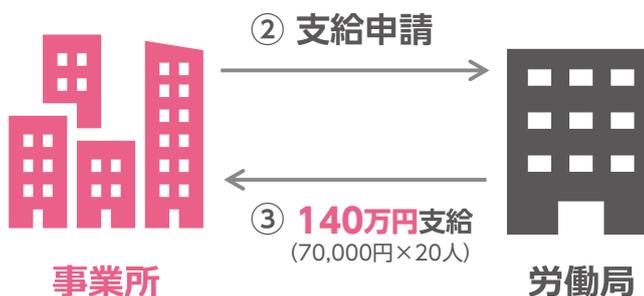
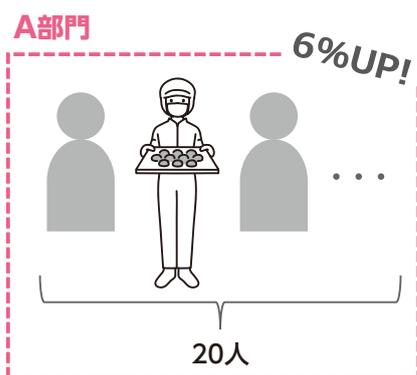
### 支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

賃金引き 上げ率 企業規模	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
中小企業	4万円	5万円	6.5万円	7万円
大企業	2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人

### 助成例 中小企業の非正規雇用労働者のうち、 A部門で働く※3パートタイマー20人の基本給を6%以上引き上げた場合

#### ① 賃上げ



※1 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。

※2 賃金規定の他、「賃金テーブル」や「賃金一覧表」も増額改定の対象とみなします。

※3 一部の非正規雇用労働者の賃金を増額する場合には、その区分が雇用形態別または職種別、その他合理的な理由（部門別等）に基づき区分されている場合に限り、対象労働者と認めます。

キャリアアップ助成金について  
(厚生労働省ウェブサイト)



## 受給条件

以下の要件全てに当てはまる必要があります。

### 1 キャリアアップ計画の作成・提出

賃金規定等を増額改定する前日までに「キャリアアップ計画※4」を作成し、最寄りの労働局へ提出していること。

※4 労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるための、今後の大まかなイメージを記載した計画のことです。

### 2 賃金規定等の適用

有期雇用労働者等の基本給を賃金規定等に定めていること。

### 3 賃金アップ（2の改定）

2の賃金規定等を3%以上増額改定し、改定後の規定に基づき6か月分の賃金を支給していること。

## ? 賃金規定等とは

以下のように、就業規則や労働協約において賃金額の定めがあるものです。※5

<b>就業規則</b>	例：第〇条（賃金） 契約社員およびパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める・・・
<b>賃金規定</b>	例：第〇条（賃金） 賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。 第〇条（基本給） 基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力および経験等に応じ、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円とする
<b>賃金一覧表</b>	例：【等級別】 1級：〇〇〇円、2級：〇〇〇円、3級：〇〇〇円 【個人別】 〇〇さん：〇〇〇円、××さん：××円、△△さん：△△円（匿名でも可）

※5 既存の賃金規定等の改定ではなく、新たに作成した場合でもその内容が、対象労働者の過去3か月の賃金実態と比較して3%以上増額していることが確認できれば助成対象になります。

## 増額改定から申請までの流れ（賃金一覧表を新たに作成した場合）

有期雇用労働者等の基本給を時給、日給または月給に換算

金額の順に一覧表を作成

すべて※6の等級の金額を3%以上となるように改定し、実際に、改訂後の基本給で給与を支給

6ヶ月分の賃金を支給した日の翌日から2ヶ月間、支給申請ができます

※6 既存の賃金規定等を改定する場合、対象労働者が位置づけられていない等級も含め、全て増額改定している必要があります。

賃金一覧表（時給換算の場合）

等級	改定前時給	改定後時給
1	1,110円	1,150円
2	1,130円	1,170円
...	...	...
9	1,200円	1,240円
10	1,290円	1,330円

3%以上UP!

## 同一労働同一賃金に向けた取り組み

正社員とパート・契約社員・派遣労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています（同一労働同一賃金）ので、賃金引き上げの際は、同一労働同一賃金にもご留意ください。

キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

事業主の皆さまへ

## 助成金に関する勧誘にご注意ください!

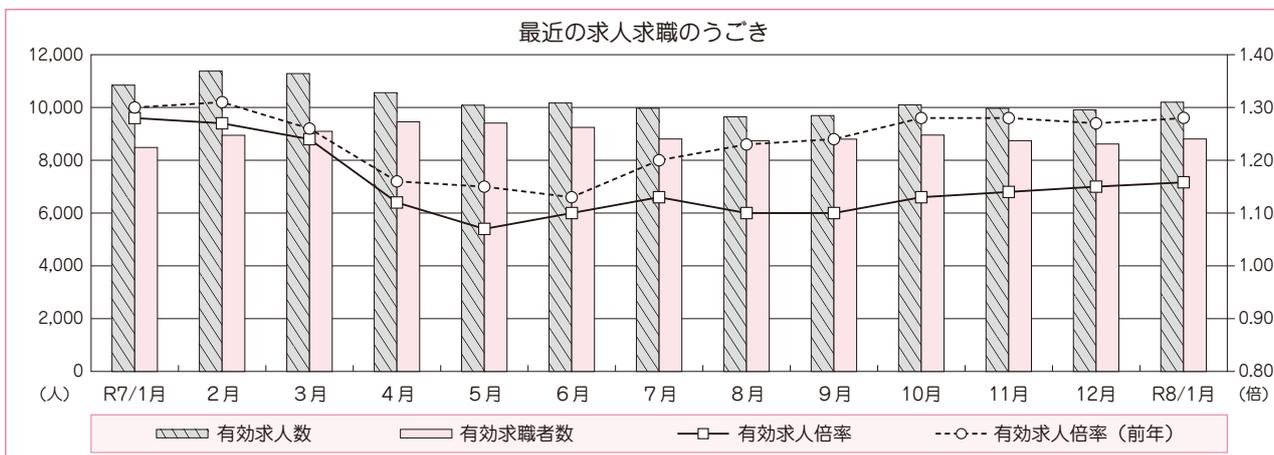
- 近年、厚生労働省から委託を受けたと装って、雇用関係助成金の申請や助成対象の診断、受給額の無料査定などをするとした記載の書面を一方的に送付（FAX）し、助成金の活用を勧誘する事業者が存在するとの情報が寄せられています。
- 厚生労働省や労働局・ハローワークが、特定の事業者者に助成金の勧誘を委託することはありません。**これらの事業者は、手数料や報酬などを目的に本来受けることができない助成金について、受給を提案している可能性がありますので、十分ご注意ください。

### 不正があった場合、事業主が責任を問われます

- 経営コンサルタントを名乗る事業者者に指南されて虚偽の申請書等を提出した場合や、申請代理人が不正行為を行った場合でも、事業主が不正受給を問われますので、十分ご注意ください。
- ◆下記URLに雇用調整助成金の案内を掲載していますので、ご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html)

【お問合わせ先】 岩手労働局 職業安定部 助成金センター TEL 019-606-3285



	R7/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8/1月	前年同月比
新規求人数	4,360	4,151	3,823	4,017	3,384	3,739	3,615	3,036	3,593	3,959	3,073	3,584	4,151	▲4.8%
有効求人人数	10,846	11,377	11,284	10,560	10,086	10,169	9,971	9,646	9,693	10,097	9,969	9,911	10,195	▲6.0%
新規求職者数	2,137	1,986	2,015	2,704	1,929	1,770	1,746	1,632	1,751	1,820	1,565	1,685	2,132	▲0.2%
有効求職者数	8,484	8,946	9,096	9,456	9,409	9,245	8,806	8,736	8,800	8,954	8,741	8,616	8,804	3.8%
新規求人倍率	2.04	2.09	1.90	1.49	1.75	2.11	2.07	1.86	2.05	2.18	1.96	2.13	1.95	-0.09p
有効求人倍率	1.28	1.27	1.24	1.12	1.07	1.10	1.13	1.10	1.10	1.13	1.14	1.15	1.16	-0.12p
有効求人倍率(前年)	1.30	1.31	1.26	1.16	1.15	1.13	1.20	1.23	1.24	1.28	1.28	1.27	1.28	-

## 盛岡公共職業安定所 公式SNS



ハローワーク盛岡菜園庁舎



ハローワーク盛岡



新卒応援ハローワーク  
わかもの支援コーナー



人材確保対策コーナー  
(介護・看護・保育)



35歳からの就職応援コーナー



人材確保対策コーナー  
(建設・警備・運輸)



マザーズハローワーク

発行

**盛岡公共職業安定所**  
〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号  
TEL 019-624-8905